

春監公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき
令和6年度財務監査（定期監査）の結果（令和7年3月3日付け春監公表第6
号）に関し措置を講じた旨の通知があつたため、同項並びに春日市監査基準（令
和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び第4項の規定により当該措
置の内容を公表する。

令和7年4月7日

春日市監査委員 松尾英二
同 原克巳

令和6年度財務監査（定期監査）措置状況報告【地域共生部】

1 福祉支援課（地域福祉担当）

監査の結果	措置の内容
令和5年度原爆被害者の福祉増進事業に係る補助金（128,000円）の交付決定に関する起案文書について、部長の決裁が行われていない。10万円を超える50万円以下の負担金、補助及び交付金に係る支出負担行為は、部長の専決事項である。	決裁を課長が行っていることは、指摘のとおりでした。原因は、決裁区分の確認が不十分であることでした。今後、決裁漏れなどが無いよう決裁区分の確認を確実に行います。

2 福祉支援課（障がい福祉担当）

監査の結果	措置の内容
令和5年度福岡県心身障がい者扶養共済制度掛金補助の承認申請に係る起案文書について、部長の決裁が行われていない。市が国県等に行う一般的な申請に関することは、部長の専決事項である。	春日市事務決裁規程の確認を怠っていたために生じた事案であるため、今後の過ちを未然に防ぐことを目的に、令和7年3月25日実施の担当内ミーティング内で春日市事務決裁規程の再度の確認を実施します。

3 高齢課（指定指導担当）

監査の結果	措置の内容
令和6年2月分の事後払旅費（合計1,900円、3名分）の支給がなされていない。	令和7年3月に、旅費が支給されていない3名分の支給を行いました。今後は、根拠法令等（財務会計事務の手引き等）に基づき適正に処理し、旅費の支出（支給）の漏れが無いよう十分な確認を行っていきます。

4 高齢課（高齢者支援担当）

監査の結果	措置の内容
令和6年3月26日にレターパックライトを740円分購入しているが、郵便切手等受払簿に記載されていない。	令和6年3月26日購入のレターパックライト2枚について、郵便切手等受払簿に記載がなかったことを確認し、速やかに郵便切手等受払簿へ記載しました。今後、郵便切手等受払簿への記載を失念する事がないよう、在庫管理を徹底します。

5 保護課（保護担当）

監査の結果	措置の内容
生活保護システム改修業務（8,373,750円）の委託契約の締結に係る起案文書について、副市長の決裁が行われていない。400万円を超える委託料に係る支出負担行為は、副市長の専決事項である。	契約の締結に係る起案文書において、決裁権者である副市長の決裁が行われていないことについては、指摘のとおりでした。原因は、決裁区分の確認が不十分であることでした。起案文書についてはその後、副市長決裁を受けました。 今後、決裁漏れなどを防ぐために、契約締結に係る事務を行う際は、決裁区分

の確認を必ず行うよう運用を変更すると
共に、監督職による決裁区分の確認を確
実に行います。